

広島県告示第七十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾福山港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年十一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和五年九月十一日

福山港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾福山港放置等禁止区域

野々浜地区

1 区域の範囲

基点一から基点二の点を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四の点を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 福山市大門町の国土地理院四等三角点「大門」（北緯三四度二九分〇九秒四六

〇二、東経一三三度二六分四二秒一四二二、標高四・一五メートル）

基点一 基準点から一六三度五五分〇〇秒の方向六八四・八二メートルの点

基点二 基点一から二二五度二一分二九秒の方向三一〇・六二メートルの点

基点三 基準点から二九五度三五分二三秒の方向一〇〇・九一メートルの点

基点四 基点三から三六度四六分〇五秒の方向一〇〇・〇〇メートルの点

二 重要港湾福山港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物